平成２１年（フ）第６８９号
仙台市青葉区芋沢字大勝草上野原107番地の３
破産者　渋谷　利昭
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第７６２号
埼玉県吉川市吉川１丁目16番地８
破産者　小松崎信二
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６４号
千葉県木更津市真里谷107番地10
破産者　高本　俊郎
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２０年（フ）第６５３号
神奈川県相模原市矢部１丁目18番６号、開始決定時の住所神奈川県相模原市鹿沼台１丁目３―17　ヴィナーレ鹿沼台２―Ｄ
破産者　青木　雪美
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第２４６号
富山県高岡市上黒田141番地
破産者　澤田　和明
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第３０１号
富山県高岡市大坪町３丁目10番10号
破産者　田中　成興
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１６６号
富山県氷見市一刎1054番地、開始決定時の住所富山県氷見市大浦新町80番地２
破産者　木戸　善和
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１４１号
広島市安佐北区口田５丁目42番２号
破産者　柳川　　博
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７０号
広島県世羅郡世羅町大字本郷1266番地９
破産者　菊山　一成
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２０年（フ）第１６１２号
福岡市南区三宅３丁目17番41―606号
破産者　本多　宏彰
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８１５号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番７―727号
破産者　阿部　聖司
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４８１号
福岡市早良区室住団地９番202号
破産者　河村　式子
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８６８号
福岡市早良区四箇田団地５番408号
破産者　中野　晴彦
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７９号
秋田県南秋田郡五城目町上樋口字切通82番地３、住民票上の住所宮城県刈田郡蔵王町宮字海道東堀添87番地２
破産者　山家香奈子（旧姓猿田）
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第９３４号
愛知県岡崎市羽根町字陣場152番地１、開始決定時の住所愛知県岡崎市美合町字小豆坂20番地１　ユートピア小豆坂708
破産者　小田　　透
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
愛知県幡豆郡幡豆町大字西幡豆字郷中22番地
破産者　牧野　　孝
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６８号
三重県伊賀市上野伊予町1098番地
破産者　安永　玲子
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部